

令和 6 年 6 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年6月28日（金）午後1時30分から午後3時30分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人	1番	小林 康基	2番	中條 幸雄
	3番	柳澤 一向	4番	武井 茂善
	6番	久保 節夫	7番	太田 辰男
	8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
	10番	矢嶋 壽司	11番	窪田 英明
	12番	塩原 秀俊	13番	田中 悦郎
	14番	細江 弘光	15番	塩原 俊昭
	16番	河野 徹	17番	濱 博
	18番	齋藤 勝幸	19番	橋本 実嗣
	20番	倉科 孝明	21番	塩原 至
	22番	三村 晴夫	23番	二村 喜子
	24番	上條信太郎	25番	林 昌美
	26番	瀧澤 和子		

(2) 推進委員 15人	推1番	西村 博	推2番	中野 千尋
	推3番	大澤 好市	推5番	松田 和久
	推7番	平林 哲	推8番	松下 秀一
	推10番	中平 茂	推11番	田中 孝人
	推12番	堀内 俊男	推13番	北野 喜八
	推14番	山崎 和男	推15番	長崎 作夫
	推16番	齋藤 知彦	推17番	中澤 一海
	推18番	奈良澤 治		

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	5番	中川 敦	
(2) 推進委員 3人	推4番	梶原 知子	推6番 赤羽 武史
	推9番	田中 武彦	

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第72号～75号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第76号～第83号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第84号～第89号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第90号～第97号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件

……（議案第 98 号～第 100 号）

(2) 報告事項利用

- ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
- ウ 農地法第 4 条の規定による届出の件
- エ 農地法第 5 条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

松本市農地利用最適化推進委員の委嘱について……………（議案第 101 号）

(2) 報告事項

- ア 令和 6 年度第 1 回松本市における農業経営改善計画の審査結果について
- イ 令和 6 年度第 1 回青年等就農計画の審査結果について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
	//	局長補佐	上 條 仁
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 任	麻生 沙絵
	//	事 務 員	丸山 裕子
	農 政 課	主 任	小原 悟
	//	主 事	藤井 陸璃
	//	主 事	城生 涼風
	//	主 事	倉科 愛加
	D X 推進本部	次長補佐	村山 育朗
	//	主 任	北原 将年

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 22 番 三村 晴夫 委員
23 番 二村 喜子 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第72号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をお願いいたします。

丸山事務員、お願いいたします。

丸山事務員

農業委員会事務局の丸山です。

今月の新規就農者の説明をさせていただきますので、別紙資料の表紙の裏面をご覧ください。

今月は個人の方5名いらっしゃいます。

1番、〇〇様、住所地は旧市地区、農地所在地は里山辺地区、1筆、4.46アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は野菜、出荷先は個人で販売することを考えていらっしゃるそうです。販売量、販売額は今のところは未定で、農業従事者はご本人お一人と伺っております。農政課の方から技術と知識を習得される予定で、借り入れた農地へは2キロ、自動車ですら10分ほどかかります。今後は現状維持を希望されています。議案は1ページ、19番に該当いたします。署名は旧市地区、小林農業委員及び里山辺地区、中川農業委員にいただいております。

2番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに里山辺、1筆、4アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人お一人と伺っております。議案は1ページ、20番に該当いたします。署名は里山辺地区、中川農業委員及び中野推進委員にいただいております。

3番、〇〇様、住所地は旧市地区、農地所在地は里山辺地区、1筆、3アールを借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とする営農、栽培予定は野菜、農業従事者はご本人と従業員の方お二人と伺っております。議案は1ページ、21番に該当いたします。署名は旧市地区、小林農業委員及び里山辺地区、中川農業委員にいただいております。

4番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに奈川地区、6筆、52.41アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定はつるなしインゲン、トウモロコシ、花豆と伺っております。出荷先はJAまたは個人で販売することを考えていらっしゃるそうです。販売量は、つるなしインゲン約500キロ、トウモロコシ約930キロ、花豆約100キロ、販売額は、つるなしインゲン約65万円、トウモロコシ約51万円、花豆約30万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族のお二人、農業経験としては、奈川地区で1年ほどインゲン、トウモロコシ、花豆の耕作をされていたそうです。ご親族の方から技術と知識を習得され

る予定で、借り入れた農地へは2キロ、自動車では5分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は2ページ、27番から29番に該当いたします。署名は奈川地区、橋本農業委員にいただいております。

最後、5番、〇〇様、住所地、農地所在地ともに波田地区、1筆、19.67アールを借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う営農で、栽培予定は水稻、出荷先はJAを予定されています。販売量は約1,200キロ、販売額は約30万円を見込んでいらっしゃいます。農業従事者はご本人とご家族のお二人、一般農家の方から技術と知識を習得される予定で、借り入れた農地へは1キロ、自動車で5分ほどかかります。今後は経営規模の拡大を希望されています。議案は2ページ、43番に該当いたします。署名は波田地区、塩原農業委員及び中澤推進委員にいただいております。

今月の新規就農者は以上です。お願いいたします。

議 長

ご苦労さまでした。

それでは、地元委員の方から補足説明をお願いいたします。

1番、〇〇さん、小林委員、お願いします。

小林農業委員

先ほども事務局のほうから説明をされておりましたが、1番と3番の方が偶然にも先月末、うちのほうへご挨拶に来られました。2人とも熱意を持って、面積こそ少ないけれども、取り組みたいということです。今後に期待をしたいと思っております。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、〇〇さん、中野委員、お願いします。

中野推進委員

2番の〇〇さんですけれども、実は先ほど小林委員さんからもお話がありましたが、1番の〇〇さんと3番の〇〇さん、それから2番の〇〇さん、農地が里山辺ということになっていまして、実はこの約1反歩近いところを3人で分けて使いたいということでありまして、5月26日に中川農業委員さんと実は3人一緒に面談をさせていただきました。それで、今、農地3つに分かれていますけれども、3人の方それぞれこの間も来て、一生懸命野菜を作っている状況もありますし、お話の中では、これからしっかり野菜なり農業をしていきたいと、そんな意欲もありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

じゃ、小林委員、3番は同じことでいいですか。

小林農業委員

そうです。1番と3番の方は、ちょうど偶然にも同じ日に来ていただいた

もんですから、そんなことで結構でございます。

議 長

はい、承知しました。

それでは、4番、〇〇さん、橋本委員、お願いします。

橋本農業委員

この新規就農者、〇〇さんは、31歳のときに長野へIターンをして、祖父母や地域の農業経験者から野菜栽培のノウハウを教わりながら知識、技術を習得し、昨年はJAや道の駅で野菜販売、またネット、SNSを通じて直接販売や松本市、安曇野市、神奈川県八百屋さんと契約して出荷するようでございます。また、そのほかに〇〇さんはこの6月よりJAあづみの〇〇に就任しました。また、〇〇さんは夫婦でこの7月より〇〇を開くようですので、また〇〇には立ち寄ってみてください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、〇〇さんについて、塩原委員、お願いします。

塩原（至）農業委員

〇〇さんにつきまして、大変農業に関心があり、農地を探していたそうであります。それで、この方は〇〇ということであります。米を栽培しつつ、〇〇をするということで、農業の技術の習得につきましては、推進委員の中澤一海さんがご指導をするということでもありますので、大丈夫だと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

中澤委員、補足ありますか。

中澤推進委員

いや、別に結構です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、農政課から議案の説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項等はありませんので、議案の説明に移ります。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第72号になります。

合計のみ申し上げますので、16ページをご覧ください。

合計、一般、筆数67筆、貸付け45人、借入れ39人、面積8万7,149平米。

経営移譲、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積965平米。

利用権の移転、筆数7筆、貸付け2人、借入れ2人、面積5,383平米。
所有権の移転、筆数5筆、貸付け3人、借入れ2人、面積4,806平米。
第18条2項6号関係、筆数6筆、貸付け2人、借入れ2人、面積8,825平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数154筆、貸付け67人、借入れ1人、面積21万5,854平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数151筆、貸付け1人、借入れ44人、面積20万9,004平米。

合計、筆数391筆、貸付け121人、借入れ91人、面積53万1,986平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数157筆、面積21万5,740平米、集積率は69.51%です。

議案第72号は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。

議案第72号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

続きまして、議案第73号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、農業委員会法31条の規定により、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長

農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第73号です。

17ページをご覧ください。

合計のみ申し上げますので、19ページをご覧ください。

合計、一般、筆数85筆、貸付け41人、借入れ1人、面積7万4,02

2 平米。

利用権の移転、筆数 2 9 筆、貸付け 1 2 人、借入れ 1 人、面積 2 万 5, 4 4 5 平米。

合計、筆数 1 1 4 筆、貸付け 5 3 人、借入れ 2 人、面積 9 万 9, 4 6 7 平米。

上記利用権設定、一般分、利用権移転関係のうち認定農業者への集積率は 1 0 0 % です。

議案第 7 3 号は以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第 7 3 号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

橋本委員の入室をお願いいたします。

(橋本農業委員 入室)

議 長

続きまして、議案第 7 4 号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議 長

農政課から説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第 7 4 号です。

2 0 ページをご覧ください。

合計のみ申し上げます。

合計、筆数 1 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 1, 9 7 0 平米。

上記利用権設定、一括方式機構配分関係のうち認定農業者への集積率は 1 0 0 % です。

議案第74号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ただいまから集約いたします。
議案第74号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第75号 農用地利用集積計画決定について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第75号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積4,880平米。
上記利用権設定、一括方式機構配分関係のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第75号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ただいまから集約いたします。

議案第75号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
 濱委員の入室をお願いいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第76号から83号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、8件について上程します。
 なお、議案第81号については、委員に関係する案件でありますので、まず議案第76号から80号及び82号、83号を集約し、その後、議案第81号を集約します。
 それでは、事務局から議案第76号から80号及び82号、83号の説明をお願いします。
 麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局、麻生です。
 着座にて失礼いたします。
 それでは、総会資料1ページをご覧ください。
 農地法第3条の規定による許可申請許可の件について説明いたします。
 議案第76号は、現住所近くでの営農のため、所有権を移転するものです。
 議案第77号から80号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
 議案第82号と83号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
 以上7件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
 ご審議をお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。
 76号、細江委員。

細江農業委員 先日、中平推進委員と現地調査をいたしました。ちょうど畑に譲受人の〇〇さんがいらっしやいまして、お話もしてまいりました。現状では畑が2筆、田が1筆となっていますけれども、現状は、この2, 000平米のところも水田で、水稻が作付されておりました。1466平米というのが自家用野菜を主にして、果樹等を植えてありました。それで、〇〇さんは現在、〇〇と〇〇に農地を所有しております。機械もトラクターと田植え機、それと草刈り機等をお持ちで、コンバイン等は持っておりませんけれども、

足りないところは譲渡人の〇〇さんに手伝ってもらいながら進めていきたいというお話でございました。いずれは田んぼをやめて、全部畑で維持していきたいという希望でありますので、問題ないと判断いたしました。

以上です。

議 長 77号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 場所は〇〇の道路を挟んだ北側の団地の中の一部、周りがちょうど前も後ろも関係の企業に挟まれているような場所で、その東側はしっかりした農地という形になっておりまして、〇〇さん自身は、50アールほどは自分で現在、自作しておりますし、50アールほど貸してあるという中で、今回、30アールほどまた購入されるということで、譲渡人については、東京に在住ということで、今後自分で農業できないということもありまして、〇〇さんに売買するということがあります。現地を見てまいりましたら、転作で麦が作付されて、刈取り後ということでありましたけれども、購入される方もしっかり農業やっておりますので、問題ないというふうに考えます。

議 長 78号、河西委員。

河西農業委員 先日、赤羽推進委員さんと確認してまいりました。譲受人の〇〇さん、しっかり営農されている方ですので、特段問題ない案件かと思えます。

なお、これに伴って、5条申請の追認案件もありますので、それは後ほどということで、以上になります。

議 長 79号、中野委員。

中野推進委員 6月22日に中川農業委員と現場を見てまいりました。地図にあるとおり、該当の圃場、里山辺の〇〇という地域ですが、〇〇の近くということでありまして、周りは住宅に囲まれた場所になります。譲受人、譲渡人は〇〇という関係で、今回相続による所有権移転ということでありまして、現状はすぐ畑に戻せるような状況にはなっていますけれども、これで所有権が移転すれば、譲受人のほうでしっかりまた耕作をしていきたいというお話を聞いておりますので、問題ないと考えます。

以上です。

議 長 80号、柳澤委員。

柳澤農業委員 場所は大村で、〇〇のすぐ近くですけれども、この譲受人〇〇さんは、既に20年以上農業をやっていて、主に水田、あと畑でタマネギとか長ネギ、そういった作物を作ってきておられます。トラクター1台、耕運機も1台所有しておられまして、現地はトラクターできれいに耕された状態です。

今年はお米を作りたい計画ですけれども、それにはもう時期的に間に合わないので、今年１年は野菜を栽培して、来年以降、水稻をしていきたいというお話でした。

以上、特に問題ないと思います。

議 長 ８２号、久保委員。

久保農業委員 場所は四賀の〇〇というところですが、譲渡人は千葉県に住んでいる〇〇さん、ここに宅地のあった敷地がありまして、それは今、潰してあります。その宅地の跡の敷地に隣接して、いわゆる昔で言う家庭菜園をしていた畑が残っているということで、今回、宅地も含めて全部購入するわけですが、その一部分が農地ということで、今回の申請となったわけです。問題ありません。

議 長 ８３号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 申請地は、波田の〇〇から〇〇のほうに向かっていただいて右側にございます。〇〇さんと息子が農業をするということで、今、その畑につきましては、スイカが植わっております。本人たちは水稻、スイカ、リンゴをやるということで、問題ないと思います。

以上です。

議 長 それでは、８１号を除いた７件について、全ての委員の皆様から意見、質問を聞きます。

〔質問、意見なし〕

議 長 意見等ないようですので、議案第７６号から８０号及び８２号、８３号の７件について一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第７６号から８０号及び８２号、８３号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。

続きまして、議案第８１号について審査しますが、本件は委員に関係する案件になりますので、柳澤委員には退室をお願いします。

（柳澤農業委員 退席）

議 長 事務局から説明をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、議案第 8 1 号について説明いたします。
 総会資料は 1 ページをご覧ください。
 議案第 8 1 号は、農地保全のため、所有権を移転するものです。
 以上 1 件につきましては、農地法第 3 条第 3 項の各号には該当しないため、
許可要件の全てを満たしていると考えます。
 ご審議お願いいたします。

議 長 地元委員の意見を聞きます。
 岡田地区 中條委員。

中條農業委員 議案第 8 1 号ですが、先日 2 4 日、推進委員の西村さんと現地確認をしました。場所は〇〇へ行く〇〇沿いで、以前、〇〇という〇〇が左側にあったのですが、そこから大体 2 0 0 メートルぐらい上った右側に入った場所でございます。2 筆で 1 枚の圃場整理された田になっていまして、譲渡人の〇〇さんは、〇〇在住ということで、高齢で管理ができないということで、柳澤委員が農地保全のため購入して、耕作するものです。すぐ近くに柳澤委員さんの農地もあり、耕作するには何の問題もないと考えております。
 以上です。

議 長 委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いします。

 [質問、意見なし]

議 長 意見等ないので、議案第 8 1 号について集約します。
 農業委員会の方に伺います。議案第 8 1 号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

 [全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することとします。
 柳澤委員の入室をお願いします。

 (柳澤農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 8 4 号及び 8 9 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件、6 件について上程します。
 事務局から一括説明をお願いします。
 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をさせていただきます。

議案書の３ページをお願いいたします。

農地法第４条の規定による許可申請の件、説明をいたします。

議案第８４号、転用目的は農家住宅です。なお、農振除外済み案件となります。

続きまして、議案第８５号、転用目的は住宅敷地です。

続きまして、議案第８６号、転用目的は住宅敷地です。なお、やむを得ないものとして追認申請となっております。

４ページをお願いいたします。

議案第８７号、転用目的は住宅敷地です。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。

続きまして、議案第８８号、転用目的、農業用施設（堆肥舎）です。こちら、農振用途変更済みであり、やむを得ないものとして追認案件となっております。

続きまして、議案第８９号、転用目的は農業用施設（倉庫、資材置場）です。こちらもやむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。

一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。

８４号、濱委員。

濱農業委員

今日午前中に地区農振がありましたので、その後、北野委員と２人で現地は見てまいりました。写真のところに電柱が立っていて、電源ボックスが付いていますが、右の道路側に農家住宅を建てるということで、申請人の〇〇さん、新規就農でハウスキュウリを始めてまだ間もないところですが、建てる住宅がハウスのすぐ隣へ来るということで、管理も行き届くし、いい条件になるかなというふうに考えております。周りには、白い丸の左側に自分の田んぼが残りますし、西側も田んぼで、手前が道路で、挟んで田んぼがありますけれども、周りへの影響はさほどないかなというふうに考えます。ハウスは電柱の右側の人が写っている道路の反対側にずっと棟が続いておりますので、非常に管理しやすいかなというふうに考えております。

以上です。

議長 ８５号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員 現在、申請地の奥にある用水路を一時的に工事しているようです。用水路の補修工事なので転用申請とは関係ありませんでした。その他申請地については特に大きな問題はないと考えます。

議長 ８６号、武井委員。

武井農業委員 ○○さんですけれども、○○さんの○○が昭和50年頃、手続をせず住宅の通路と駐車場、資材置場を建設し、現在に至っております。ここは○○さんの実家ですが、現在は誰も住んでおらず、土地、建物を処分しようと思ったところ、今回の転用許可が取れていないことが発覚したものでございます。周辺は住宅と、それから○○に接しております、周辺の農地に及ぼす影響はほとんどないと思いますので、やむを得ないと考えています。

以上です。

議 長 87号、柳澤委員。

柳澤農業委員 この写真を見ていただくと分かるのですけれども、申請地は住宅の前のちょうど車1台分くらいの土地です。既に簡易舗装されまして、この○○さんがその土地を相続したときに調べたら、ここが地目田だったということが分かって、今後の土地利用を考えた上での追認申請となったものです。現地を見ましたが、やむを得ないと思います。

議 長 88号、倉科委員。

倉科農業委員 ○○さん所有の農地1, 528平米のうち、今回495平米を堆肥舎ということで、農業用施設として転用の追認を申請上がってきているものであります。場所は○○の○○から東に300メートルほど行ったところの○○地籍の農振農用地区域の一角になります。当該農地は本人が畜産を営んでいました平成15年頃、堆肥舎を整備することを指導され、当時の梓川村から補助金を受けて建築したものです。残念ながら農地法の手続が取られないまま建築してしまったということのようで、行政から補助金を受けていたため、本人としては建築しても大丈夫だというふうに判断してしまったものと推察されますが、村の指導ですとか確認が必要であったのではないと思われるものです。今回事実関係が判明したことを受けまして、違法状態を是正するものであり、実際農業の用途に供する必要な施設であることから、本件における転用はやむを得ないというふうに考えております。

以上です。

議 長 89号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 89号であります、追認申請ということで、その建物につきましては、昭和52年にお父様が書類を提出してあって、承認してありましたけれども、一部、その建物の前が昭和60年に増築したということで、許可も取らずに造ってしまったということで、これはやむを得ないかなと。○○さんにつきましては、農業を今、一生懸命やっておりますので、機械等数多

くありますので、仕方ないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

議 長

それでは、現地確認した委員の意見を聞きます。

二村喜子委員。

二村農業委員

８４号、これはさっき委員さんが言われたとおり、ここにこの住宅ができて、右側にはほとんどキュウリのハウスだったので、影響はそんなになくて、いいのではないかなというふうに思いました。

それから、８５号の住宅ですが、これはこの右側に住宅もありましたし、ここに建てても、あまり農業には問題ないのではないかと思いました。

８６号は、今後この申請地で耕作するのは難しく、追認申請としてやむを得ないと見てきました。８７号は、さっき委員さん言われたとおり、本当に一部分で、知らなかったのだなというふうに私たちも思いました。ここを農地に戻すといっても、不形成で狭いので追認申請としてやむを得ないと見てきました。

それから、８８号は、今、倉科委員が言われたとおりで、追認申請としてやむを得ないと見てきました。８９号ですが、ここはもうアスファルトにはなっていましたし、ここを改めて農地にするというのも大変ですし、ここを農業用施設として使用され、農業をされたほうがいいのではないかなというふうに見てきました。

以上です。

議 長

上條補佐に聞きます。議案第８８号の件ですが、農振農用地の中での追認というのは、基本的には、堆肥舎建築した時点で倉科委員も言ったように、補助事業を使いながらやることなので、当時に転用許可の見込みがあったのならば、農振農用地での用途変更から追認案件も始めていくという整理の仕方でいいってことですか。

上條局長補佐

はい、議長。

議 長

上條局長補佐。

上條局長補佐

農業委員会事務局の上條です。

今言われたように、本来でしたら、梓川村時代に補助金交付申請する段階で、他法令の手続きを確認してこなきゃいけなかった案件だと思います。当時も農振農用地の中での農業用施設の用途変更というのは可能ですし、今回の農業用施設である堆肥舎での農地転用許可の見込みはありましたので、その手続きがなされないままになってきておりましたので、転用許可の見込みのある追認案件として改めて農振の用途変更の段階から始めているというものです。追認案件であっても農振の手続きから農転の手続きと

一連の流れを踏んでいくことが出来る案件として今回の申請が上がってきております。

議長 そういう整理の仕方ですので、本来なら、ここで農振農用地の中の追認というのはあり得ないのだけれども、追認申請として転用許可の見込みを踏まえた上で農振の手続きをしているという整理の仕方となっています。
この案件について、何か質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第4条の規定による案件、6件について、一括して集約します。
農業委員の皆様には伺いますが、議案第84号から89号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第90号から97号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、8件について上程します。
事務局から説明をお願いします。
藤井主任。

藤井主任 それでは、農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案書の5ページをお願いいたします。
議案第90号、転用目的は駐車場です。こちらは農振除外済み案件となります。
議案第91号、転用目的は農家分家住宅です。
続きまして、議案第92号、転用目的は駐車場です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
6ページをお願いいたします。
議案第93号、転用目的は分家住宅です。
続きまして、議案第94号、転用目的は駐車場・物置用地です。
続きまして、議案第95号、転用目的は駐車場です。農振除外済み案件となります。
続きまして、議案第96号、転用目的は住宅敷地です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
議案第97号ですが、転用目的は農家分家住宅です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、地元委員の意見を聞きます。
90号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 写真資料13ページご覧をいただきまして、23日に平林委員と一緒に行ったのですが、場所は〇〇、その西側に長野道が走っておりまして、ちょうど長野道の側道の反対側という形がこの場所になります。〇〇さんはもうかなり高齢にもなっておりまして、ここで畑を作っていたということでもありますけれども、周りが〇〇さんと、あと〇〇の駐車場ということで、囲まれておりまして、本当にぼつんと1農地みたいな、そういう感じの場所であります。〇〇のほうも、大型トラックの置場がないということで、今回、この場所、ちょうどそこに〇〇の駐車場も周りがあるものですから、そこに必要ということで、本人が高齢ということもあって、周りの農地に与える影響も全くございませんので、やむを得ないというふうに考えます。

議 長 91号、今井地区なので私のほうから説明します。3日前に田中武彦委員と2人で現地を見てまいりました。14ページの写真を見ると、広々とした農地の中の一角というような捉え方をしやすいのですが、周りは小さな畑とか、小さい家庭菜園等ありましたし、周りは全てこの〇〇さんの所有地でありますし、この〇〇さんはお孫さんで、〇〇さん高齢になって、その介護を含めた中の営農をサポートするということですので、やむを得ないという判断をしてまいりました。
それでは次、92号、河西委員。

河西農業委員 この案件は、〇〇さんのお父さんが駐車場として農地であることを認識せずに使っていたというものになります。1年ほど前に相続、お父さん亡くなられて、相続がありまして、〇〇さんの所有になって、それを今回、農地法3条申請で〇〇さんに所有権移転するというのが先ほどの案件で、それに伴って、その農地の一部が違反転用状態だったということが分かって、追認案件を求めるものであります。写真資料15ページのちょっと写真を見ていただきたいのですが、その白線で囲ってある土地が駐車場で、その左側と奥が農地ということになります。全部で3畝ほどの農地ですかね。その一部が駐車場になっています。隔壁等入っていて、ちょっと是正するのも費用がかかるということも理解はできますので、やむを得ない案件かと思います。

議 長 93号、太田委員。

太田農業委員 先日、松田委員と現地確認しました。写真を見ていただければ分かりますとおり、周辺農地には影響がないと、そういうふうに判断いたしました。
以上です。

議 長 94号、久保委員。

久保農業委員 貸人、借人は〇〇さん親子でありまして、借人の〇〇さんがいろいろな仕事をやっている関係で、転用目的は駐車場及び物置というふうになっています。当初、産廃置場にしたいという話もありましたが、事務局の藤井主任とも話をしましたが、事業用の駐車場、物置ということなので、やむを得ないかなという判断をしました。

議 長 95号、倉科委員。

倉科農業委員 今回、〇〇が駐車場拡張のため、〇〇さん所有の農地660平米を賃借により権利設定を行うものです。場所は〇〇の東100メートルほどの地点になります。〇〇は、写真見ていただきますと、トラックが止まったりしていると思うのですが、隣接地を事業用地として利用してきていましたが、過去に市道拡幅、それから県営かんがい排水事業の水路用地として買収され、500平米余りの事業用地の縮小を余儀なくされてきております。今回、事業拡大もあり、必要な駐車場を確保するためとして申請が上がってきているものです。当該農地、写真見ていただきますと、この1筆だけでありまして、周りに隣接する農地がありません。写真左手側が北になります。北側が自社の事業用地ですし、西側は道路、東側は農業用水路、南側がこの農地ということになりまして、農地としての広がりはこちらではちょっと考えられないため、周辺農地への影響はないというふうに判断いたしまして、本件における転用はやむを得ないものと考えました。

以上です。

議 長 続けて、96号、倉科委員。

倉科農業委員 〇〇さんの住宅敷地が農地に建ってしまったということで、追認のため申請が上がってきております。父であります〇〇さん所有の農地の79平米を使用賃借により権利設定を行いたいという案件です。場所は〇〇から西へ100メートルほどの集落内の一角になります。当該農地は、北側は〇〇さんらが経営します〇〇及び居宅、東側も〇〇の宅地、それから西と南側が父である〇〇さん所有の農地に面しているという状態です。平成11年頃建築された当時の資料がなく、不明ということでしたけれども、今回、越境している認識がないまま住宅として使用しているという状態が判明したことを受けまして、違法状態を是正するというものであります。2面に面しております農地は非常にしっかり耕作されておりまして、きれいに使われておりましたので、周辺の農業に与える影響は低いかなというふうに判断いたしまして、本件における転用はやむを得ないと判断しました。

以上です。

議 長 97号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 97号につきまして、先日、推進委員の方と見てまいりました。それで、議案89号の追認案件の場所と同じで、この四角で囲ってありますところに息子さんが農家分家を建てるということであります。今、息子さんと一緒に農業をやっておりますので、この倉庫のところにいろいろな機械を置いてありますので、息子さんがすぐ機械を出しながら農業に励むそうでありますので、やむを得ないと思います。

以上です。

議 長 それでは、現地調査した三村晴夫委員に順次説明をお願いします。

三村農業委員 90号から説明します。

写真資料では13ページです。笹賀地区、ご覧のとおり、〇〇の会社駐車場の残地というような形です。こちら〇〇さんが貸しているところですが、その中に三角の空き地といいますか、農地として残ったところですが、こういった時代の流れの中で、〇〇さんのほうに賃借をさせたいということで、周りに影響ないということで判断をさせていただきました。

次、91号でございます。今井の案件でございますけれども、〇〇さんのお孫さんが農地を分けていただいて、住宅にするということで、今井の地域、住宅といいますか、人口減少地帯ですので、人口が増えるという意味でも申請はやむを得ないかなと、考えております。

次、92号、寿の〇〇地区でございます。先ほどの地元農業委員さんも説明のあったとおりでございます。見れば、場所的にいいように見えますけれども、左側、コンクリートの壁打った農地があるわけですが、その一角の中での38平米という、またそんな農地としての利用価値はない中では、やむを得ないかなと考えております。

続きまして、93号でございます。中山地区の分家住宅でございます。中山地区で、地主の方は〇〇地区ですが、中山地区の農地ですが、西側、もう山といいますか、林野になっておるわけですが、その中では住宅でございます。周りに影響ないと判断をさせていただきました。

94号でございます。〇〇地区で先ほど久保委員さんの説明のとおりです。申請地は手前も道路、そして上側の三角、向こうにも細い道路が付いておりますけれども、本当の三角の角地でございます。そうした中で、地元の業者の中での利用という形の中で、やむを得ないのかなと、そんなふうに判断をさせていただきました。

次、95号でございます。梓川の〇〇地区でございます。これにつきましても、〇〇さんの駐車場の拡張という中身でございます。聞く話においては、〇〇さんの社屋の地主と今回の貸人は同じ人で、地続きの田んぼで

ざいます。そういった中で、駐車場の拡張という形の中ではやむを得ないかなと、そんなふうに判断をさせていただきました。

次、96号でございます。梓川の梓川地区の追認案件でございます。先ほどのような説明のとおりの中身でございます。周りに影響ないというような形の中でございますので、追認案件ではございますけれども、やむを得ないかなと判断をさせていただきました。

続いて、97号、波田地区の案件でございます。先ほどの4条の関係の中で、89号の写真と重ね合わせて見ていただけたらと思います。農地といいますか、一体の敷地でございます。その中で、先ほどのところは追認案件の中であつたわけですが、今度、こちらは農家の分家住宅ということで申請があつた内容でございます。周りに対しての農地への影響等も考えた中では、問題なしと判断をさせていただきました。

以上でございます。

藤井主任 はい、議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 94号について補足をさせていただきます。

ご相談がまずあつたときには、久保委員さんおっしゃられたとおりで、申請人の〇〇さん、解体屋さんです。解体をやったものをここに仮置きしておきたいというような言い方をしていました。ただ、産業廃棄物に係る法律の関係で、許可が必要になります。その関係で、地元説明も必要になりますし、その許可をもちろん先に取り、農地法と同時に申請していただいて、許可が取れないと置けませんよということは説明をしました。

今回申請が出てきた中身は、特に産廃を置くという計画はありません。物置、まず置くものですが、駐車場・物置用地ということで、バックホー1台、2トントラック2台、従業員さんが乗って来る自家用車3台、あと物置は2つということで、物置の大きさも、10平米くらいのものが1つと4平米くらいの物置が2つ置かれる予定で、その中には、解体に使う、ちょっと盗まれると困るような工具を入れておくということなので、現在のところ、産業廃棄物に当たるものをここに置くという計画はないと聞いております。

以上です。

久保農業委員 はい、議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 先ほども私、お話ししましたように、今の藤井主任の説明とちょっと異なるところは、産廃置場にしたいとなればこれから申請するということではないわけですか、藤井主任、その産廃に関しては。

藤井主任 はい、議長

議 長 藤井主任。

藤井主任 農地法の申請の中では、あくまでもまだ審査中のところで、許可も出ていません。例えばこの段階で置きたいと言われれば、農地法、計画変更が必要になってきます。もちろん別途、産廃置場の許可申請は別途必要になると思います。

久保農業委員 そうすると、私はこれからどうしたらいいのでしょうか。

議 長 本件は農地法申請の審査中なので、申請内容に基づいて審査することが原則です。申請内容では転用目的が産廃置場となっていないし、また担当者の聞き取りでも産業廃棄物に当たるものを置く計画はないことを確認しています。今後、転用許可後に産廃置場となれば違反転用や廃棄物対策課の対応も出てきます。ただし今は申請内容に基づいて転用許可申請が妥当かどうかという判断をこの場ではするという事だと思います。

久保農業委員 はい、議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 では、私は一応これで説明が済んだということでよいですね。

議 長 はい。確認ですが客観的に我々の立ち位置は、農地法による申請を申請内容に基づいて判断していくことであって、今後の懸念材料については、地元農業委員の協力を得て、追跡していくということです。
委員の皆様、何か意見、質問はありますか。

[質問、意見なし]

議 長 そうということで、我々の立ち位置と考え方、今、若干整理させてもらいましたけれども、そういうことでお願いしたいと思います。

それでは、意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、8件について集約します。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第90号から97号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。

続きまして、議案第98号から100号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、3件について上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

麻生主任。

麻生主任

それでは、総会資料7ページをご覧ください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。

議案第98号、岡田松岡にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第99号、大村にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

議案第100号、水汲にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議 長

地元委員から意見を伺います。

98号、中條委員。

中條農業委員

先日24日、推進委員の西村さんと確認してきました。3筆ありまして、松岡の〇〇、〇〇は特定貸付けを行っていきまして、現在、水稻を耕作しております。〇〇は畑になっていきまして、ちょっと広いですが、自家用の野菜をきれいに耕作しております。

以上です。

議 長

99号、100号、続けて、柳澤委員。

柳澤農業委員

99号、大村の〇〇さんですけれども、この〇〇さんの畑は〇〇ですけれども、その隣り合わせに〇〇、〇〇、〇〇とあって、現地に行ったところ、ここが一体的に使われていました。ちょうど麦の刈取りが終わって、きれいになっておりました。実際に〇〇さんは、これを特定貸付として貸しているんですね。その隣り合わせの3筆の農地を恐らく耕作されている方だと思うのですけれども、ただ、その土地はきれいに使われているようだったので、特に問題ないというふうに思います。

次に100号、これは水汲にお住まいの〇〇さんですけれども、場所は3か所くらいに飛び地というか、分散していきまして、結論から言うと、これ、1筆1筆ずつ説明しますか。一部はブドウ園になっています。一部は畑として夏野菜が作られていました。残りは水田として、これ、全部登記は田ですけれども、水田はごく一部ということで、特に問題はなくて、きれいに使われておりました。

以上です。

議 長

全体を通じまして委員の皆様から質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、３件について一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第９８号から１００号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからエについて一括をお願いします。
麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからエについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

総会資料１０ページからご覧ください。

１０ページから１１ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、１３件、１２ページから１３ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、１５件、１４ページ、農地法第４条の規定による届出の件、６件、１５ページから１７ページ、農地法第５条の規定による届出の件、１３件。

以上になります。よろしくお願いします。

議長 ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いします。

農地に関する事項の議事が終了しましたので、ここで暫時休憩としますが、それでは２時５０分から再開します。

(休憩)

議長 それでは、議事を再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

最初に、議案第１０１号 松本市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。お願いします。

着座にて説明させていただきます。

総会資料１８ページとともに、本日机の上に配付させていただきました総会別冊の資料、農業委員会委員の任命についてをご覧ください。

農業委員につきましては、市長が議会の同意を得て任命します。また、推進委員につきましては、農業委員会で決定し、委嘱することとなっています。松本市農業委員会でも、昨年１０月の定例総会で報告したとおり、８月の委員改選に向けて、委員候補者を広く募集し、改選の手続を進めてまいりました。本日は、次期農業委員の人事議案について、昨日、議会の同意が得られたことを報告するとともに、次期推進委員の委嘱について、農業委員会の承認を求めるものであります。

まず、総会の別冊資料、農業委員会委員の任命についてであります。

松本市議会６月定例会に農業委員会委員の人事議案を提出し、６月２７日、議会の同意が得られました。次期農業委員２６名はご覧のとおりとなっていますので、ご確認ください。

では、議案第１０１号 松本市農地利用最適化推進委員の委嘱についてです。

資料の１８ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律に基づき候補者の募集を行ったところ、１８名の推薦があり、事務局で審査を行った結果、全員が推進委員の要件を満たしていることを確認しました。

２０ページをご覧ください。

関連する法律、規則になりますが、その中ほどの農業委員会等に関する法律の１７条に、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから推進委員を委嘱しなければならないと規定されています。この点につきましては、１９ページのＡ３の資料を参考にさせていただきたいと思っています。

以上、こちらに記載の１８名について、農地利用最適化推進委員として８月９日に松本市農業委員会が委嘱することについてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 長

ご苦労さまでした。

人事案件でありますので、特に発言のある方をお願いして、早速集約に入りたいと思いますが、特に発言のある方いらっしゃいますか。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、議案第１０１号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、報告事項のア、令和6年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

藤井主事。

藤井（農政課）主事 農政課の藤井と申します。

令和6年度第1回松本市における農業経営改善計画の審査結果についてご報告いたします。

資料21ページから23ページをご覧ください。

それでは、報告事項に移ります。

すみません、着座にて失礼いたします。

まず、認定農業者制度の概要は資料2番のとおりです。また、複数の市町村で営農を行っている者については、長野県知事及び農林水産大臣が認定を行っております。

次に、認定基準ですが、松本市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想が令和2年4月9日に告示され、所得目標が見直されました。数値については資料の表のとおりです。

審査方法については、原則年4回審査を行い、第三者組織に当たる松本市農業支援センター内の経営改善指導班へ意見聴取を行い、認定するものです。

今回の松本市長が認定した農業経営改善計画認定者は、新規が個人5件、法人2件の計7件、再認定が個人12件、法人2件、共同1件の計15件、変更が個人1件、法人2件の計3件となります。以上25件について、全件承認されたことをご報告します。

以上です。

議 長

ご苦労さまでした。

ただいま農政課から説明がありました。

全ての委員の方に伺いますが、質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件については、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきを願います。

次に、報告事項のイ、令和6年度第1回青年等就農計画の審査結果についてを議題といたします。

小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

資料の 24 ページをご覧ください。

令和 6 年度第 1 回青年等就農計画の審査結果について報告するものです。

今回 2 件の申請がありまして、指導班書類審査の結果、適当と認められました。

制度の概要につきましては、2 番に記載のとおりで、今回割愛させていただきます。

認定となった 2 名の方の詳細ですが、一番下の 3 の認定者の表をご覧ください。

お 1 人目が、波田地区、45 歳未満の青年で、〇〇さん、親の農業経営とは別に新たな部門を開始し、ブドウで新規就農しました。親がリンゴで子がブドウというような形態です。

2 番目の方、奈川地区、〇〇さん、親の農業経営を一部継承、品目は野菜、インゲンですとか赤カブ等の野菜の多品目と農家レストランを経営して農業経営を行っていきます。

以上の 2 名につきまして、該当地区の皆様には新規就農者の経営確立に向けてサポートいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま農政課から説明がありました。

発言のある方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをよろしくお願いいたします。

次に、報告事項のウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題いたします。

草田係長。

草田係長

よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

総会資料 25 ページの主要会務報告をご覧ください。

6 月 14 日、長野県農業者年金推進協議会代議員総会が長野市で開催され、会長に出席していただきました。また、農業者年金総代会を書面決議で行いました。

6 月 17 日、長野県農業会議第 9 回通常総会が J A 中信会館で行われ、会長に出席していただきました。

6 月 20 日、長野県農業委員会女性協議会松本支部定例総会・研修会に二村委員、林委員、瀧澤委員に出席していただきました。

6 月 21 日、農地転用現地調査に三村委員と二村委員に対応していただきました。

6月28日、本日ですが、定例総会後に農業振興委員会、情報・県集委員会が予定されていますので、該当の委員の方は出席をお願いいたします。

また、総会前に行った写真撮影の写真代につきましては、弔慰金の中から支出をさせていただきますので、ご承知おきください。

続いて、26ページの当面の予定をご覧ください。

7月3日、梓川地区と今井地区で農地パトロールが予定されています。

7月9日、次期役員選出準備会議が行われます。2期目に入る委員の方に準備会議の委員としてお願いをしています。よろしくお願いします。

7月23日、長野県農業委員会女性協議会総会が長野市で開催され、女性委員の方に出席をお願いしています。

7月31日、来月が現在の委員の方の任期の最後の定例総会となります。よろしくお願いします。

タブレットですが、退任される委員の方、タブレット、充電器などタブレットの箱一式回収いたします。7月の総会時にお持ちください。継続の委員の方につきましては、回収を行いませんので、そのまま利用していただきたいと思っています。

7月の総会の資料に、タブレット以外のものも含めてこちらにお持ちいただきたいものの一覧表を同封しますので、それを確認していただきながら、7月の総会にお持ちいただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

議 長

ただいまの説明がありました。

この件につきまして発言のある方はお願いいたします。

中野委員。

中野推進委員

すみません、今年度で辞めるんですけれども、例えば7月の総会に来れない場合には、個別に持ってくればいいということですか。

草田係長

そうですね。もし来られない場合には、委員の方に預けていただくとか、個別に持っていただくとか、対応していただければと思います。お願いします。

議 長

ほかに。

三村委員。

三村農業委員

タブレットのほかにどういうものを返還するものがあるか教えてください。

草田係長

私も今までタブレットを返していただくのがメインかなと思っていました。ただ、ほかの委員の方から、ほかに返すものがあれば持ってきたいんだけどという同じ質問を受けまして、また事務局の中でも、必要なものを精査して、資料でご案内したいと思っています。

議 長

多分、腕章とか帽子とか、帽子みたいのはいいのかな。農地パトロール中

とか言って、それぞれお持ちの方はいらっしゃると思うよ。その辺、また事務局が整理して、また総会の開催通知で周知します。

議 長 ほかに。
 お願いします、田中さん。

田中（孝人）推進委員 これに伴って、この総会の資料ですね、これは3年間、段ボール3つばかりあるんですけれども、この処置はどうすればいいですか。農業委員会へ持ってくれば、処分してもらえますか。

草田係長 そうですね、個人情報入っていますので、お持ちいただければ、こちらで処分します。

田中（孝人）推進委員 支所は駄目ですか。

草田係長 支所からは難しいと思います。

議 長 それも含めて時間ください。整理させてもらっていいですか。
 今、資料の件も含めて、そういうことで検討させてもらって、皆さんのほうへ連絡します。

議 長 ほかに。

〔質問、意見なし〕

議 長 よろしいですかね。
 その辺、ちょっと整理させてもらいたいこともありますので、またそれぞれ通知しながら、また疑問点あったら、また事務局のほうへ連絡していただいて、8月9日を迎えていただきたいと思います。
 よろしいですかね。
 これについては、そういうことで、説明のとおりですので、また宿題もありますけれども、ご承知おきをお願いしたいと思います。
 以上で報告事項は終了しました。
 続いて、その他に入ります。
 最初に、農林業センサス調査員選出に係る協力依頼についてをDX推進本部から連絡があります。
 村山さん。

村山（DX推進本部）次長補佐 皆さん、こんにちは。DX推進本部の村山育朗と申します。
 皆様、ご無沙汰しておりまして、この3月までこちらでお世話になっていた村山ですが、3月のときに、この先、行き先はDXですと。それで、つ

いては年明けに農林業センサスがありますので、またそのときにはご協力をということで言ったつもりですけれども、本当にその協力のお願いに参りました。

今日は、実際調査のほうを担当します、うちのDXのほうの担当の北原も来ておりますので、よろしくお願いします。

北原（DX推進本部）主任 すみません、DX推進本部の北原と申します。よろしくお願いいたします。

村山（DX推進本部）次長補佐 それでは、着座で説明をさせていただきます。失礼します。

お手元の2025年農林業センサス調査員推薦に係る協力について（依頼）ということで、A4の紙が1枚お手元にあると思います。

まず、今日、どういうことかということですが、2025年農林業センサスの実施に当たりまして、調査員の推薦、それから調査対象の農業経営体の把握というような場面で、ぜひ農業委員、それから農地利用最適化推進委員の皆さんに協力をお願いしたいというものでございます。

皆さん、もう既に十分ご存じだと思いますけれども、農林業センサスですが、年明け、令和7年2月1日を基準日として行われます。農林水産省が行います。

調査の種類ですが、農林業経営体調査というところで、一定以上の農林産物の生産を行っている個人、それからまた委託を受けて農林業作業を行っている世帯や会社等を対象にして行います。

調査の方法ですが、それぞれ調査票をお配りして、ご記入をいただき、それをまた回収をするという方式で行います。オンラインでの回答もあります。

それで、調査の対象ですが、松本市全体で約1万1,100の客体があります。この中には皆さんも含まれていると思います。

それから、調査員の数ですけれども、全市で523名で、裏面にお示しをしましたけれども、各地区ごとに推薦をお願いしたい調査員の数をお示ししてございます。合計で523名ということになります。

それから、調査員の任期ですが、今年12月16日から調査が終わった2月28日までを一応調査員の任期とする予定であります。

それから、何を皆様方をお願いをしたいのかということなのですが、この調査、対象が先ほど申し上げましたとおり、農業、林業の皆さんということで、地元のそういった事情に明るい者が調査員として行くと、調査としてもはかどるのではないかというふうに考えておりまして、調査員の候補者の取りまとめをそれぞれ各地区の地域づくりセンター長をお願いをしていきます。それで、地域づくりセンター長、それぞれ自分の地元でなかったりという者がほとんどでございますので、誰をお願いしていくかというときになったときに、農業委員の皆さん、農地利用最適化推進委員の皆さんに、本当に困ったときに、どういう人に頼めばいいでしょうかねというような相談があると思います。そんなときに、どこの誰々さんどうだいと

か、当たってみましょうとか、ご自分の頭に思い浮かぶ範囲で結構でございいますので、ぜひ相談に乗っていただきたいというのが一番のお願いでございいます。

それで、どういう人を推薦すればいいのかということなんですけれども、積極的に農林業センサス、この調査に協力をいただける原則二十歳以上の方ということ。それから、先ほども申し上げましたが、それぞれの地区の中の事情に明るい方。それから、これ一番大事ですけれども、知り得た情報を保持できる方。そこら辺に行って、あの家はどうかというような話を決してしない方。これがまた調査が終わっても、引き続きいろいろな情報をそこら辺に行って吹いて回らないといえますか、お話をしない方というのをお願いしたいと思います。

それで、逆にこういう方は推薦はできませんという方ですが、まず税に関係する公務員、税務署の職員ですとか、松本市の税に関係する部署にいる職員、それから警察官、あとそれから選挙に関係、直接関係している方については推薦ができないと。調査員になれないということになっていますので、こちらについてもご承知おきをいただきたいと思います。

それで、それぞれセンター長には9月11日までにそれぞれの地区において、先ほど裏面でお示した人数の調査員の推薦をお願いしております。それで、今も話が出ておりましたけれども、この7月の総会を最後に委員を退かれる方いらっしゃいますが、ぜひこれに関わっていただきたいというのと、それから次に替わられる方は、新しい方にも引き継ぎいただいて、こういう調査があって、今、調査員の推薦、調査員を探しているところだというような、そういうお話をぜひ引き継いでいただければというふうに思います。

それで、裏面の先ほど地区ごとの調査員のところを見ていただくと、地区によっていろいろです。もう梓川とか、四賀とかというところ、60人近い、大勢お願いしないといけないところもありますし、20人、それから一桁といったところもありますけれども、ぜひですね、この人数ぜひ確保できますように、それぞれご協力をお願いしたいと思います。

それで、1つ、旧市についてなんですけれども、旧市は、旧市一くくりにすると、地域づくりセンターが幾つにもまたがります。

それから、あとこれ、同じことは町会連合会にもお願いをしていきます。ですので、町会長会でもそれぞれの町会長にお願いをしていくようにしますので、町会長と、あと皆さんと一緒にあって適任者を探していただくというようなこと、そういう取組をしていただけるとありがたいです。

それで、すみません、旧市については、センターもまたがるということから、実は前回までこれについては旧松本市農協に、JA松本市に旧市についてはお願いをしていました。今回、松本ハイランド農協と合併したということで、1つの松本支所ということで、1つの支所になりましたけれども、引き続き農家組合等で推薦をいただけるということですので、ただ、小林委員さん、すみませんが、ご相談があったら、ぜひお願いをしたいと思います。

最後にですが、調査員の推薦を今お願いしておりますけれども、皆様も逆にこの農林業経営体ということで、調査をする、調査票を書く側でもあると思います、ほとんどの方が。ですので、そちらのほうの協力もぜひお願いをしたいと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。
 そういうことですので、お願いされるということでいいですかね。
 何かありましたら。
 じゃ、齋藤さん。

齋藤農業委員 安曇地区は農業規模ゼロでありまして、何といたしますか、一定規模以上の農産、生産物って、これ、どういういことですかね。一定以上の規模とはどういう内容ですか。

議長 お願いします。

北原（DX推進本部）主任 ご質問ありがとうございます。担当の北原と申します。
 先ほどの規模の関係ですが、規模でいきますと、まずこの1万1,100客体というのが、松本市に農地をお持ちだったり山林をお持ちの方になります。その中で、調査の実際対象になるのが、農地を30アール、3反歩持っている方、3反歩以上持っている方と山林を1ヘクタール以上持っている方というのが調査票の記入をされる対象となります。持っているというの、借りて自作として扱うところの農地の規模でございます。
 以上です。

議長 齋藤委員、そういうことだそうですが。

齋藤農業委員 そうすると、安曇地区はゼロですね。これ、安曇9人っていうのはどうやって探すわけかね。町会長、センター長にお任せするということで、これ、ちょっと難しいと思います。

議長 その情勢、また、いいですか。実情に沿った中で、でも法的に決まっているので、その辺の内容とかは、また個々での対応の中ですが。いいですか。

北原（DX推進本部）主任 ありがとうございます。
 実情としまして、今おっしゃっていただきましたゼロということもありますが、5年前の調査の名簿というものがございまして、それを基に調査員さん、調査する方が決まってくるということでございますので、すみません、私の把握している範囲で、安曇を9個に調査をするエリアを分けたときに、誰かしら少し調査の対象になる方がいらっしゃるんじゃないかとい

うことで、こういった形になっていますので、よろしくお願いします。

議 長 中條委員。

中條農業委員 すみません、調査員推薦人数というのは、この人数を必ず確保しないといけないわけですか。

議 長 お願いします。

村山（ＤＸ推進本部）次長補佐 ここにありますとおり、岡田ですと、１６名をぜひ推薦をしていただきたいたと。今もう既にこんな話ではいけないんですけれども、仮に例えば１４人しかどうしてもないと。だけれども、その１人の方が２つやってもいいよって、調査区をですね、例えば。

中條農業委員 単純に岡田は７町会なんで、１町会２名でいいかなとは思っていますから、じゃ１４人でいいかなっていう。

村山（ＤＸ推進本部）次長補佐 調査区がそれ以上あるので、例えば１人で２つやる方とかっていうのは出てくるんですよ。それ、ただ、そういうことなので、いや、そこいないから、私やってもいいよとか言う人がもしいれば、１６人にならなくても、ただ調査区だけ、誰がやるということだけ埋まれば、それでも結構です。

中條農業委員 分かりました。

議 長 久保委員。

久保農業委員 多分ね、昔の四賀のあれは、限界集落でも１つの町会になっているから、その関係で多分５８というのは出てきたと思うんですけれども、将来的とは言わんけれども、見直しするでしょう、これ。各、四賀なら四賀のあれを受けてね。じゃないと、これ、だって無理よ。さっきも中條さんおっしゃったように、１人で、できれば３つやったって４つやったっていいわけでしょう、地域的にね。それはもう町会と町会連合会と、四賀の場合は。それと地域センター長とで話合いをしている中で、推薦云々してもいいですね。私が主導するかどうかは別として。

議 長 そうですね。主体がどこにあるかは別として、またそれで現状に合わせた中で、国勢調査もそうなんだけれどもね。国勢調査の農林業版だと思いますので、いい、村山さん。

村山（ＤＸ推進本部）次長補佐 ええ、おっしゃるとおり、要するにたくさんあるけれども、調査の対象が実はそんなにかというようなことがありますので、

いや、もう3つも4つもいいよという方が出てくれば、すみませんが、先ほどと同じで、どの調査員は誰々さんということで決まればいいということです。

議長 そういうことで、協力するという意のあるところだけ受け止めてもらって、現状に応じた中で、それぞれの部門部門、場所場所で、その辺判断してもらおうということだと思いますので、お願いしたいと思います。
 よろしいですかね。

[質問、意見なし]

村山（DX推進本部）次長補佐 ありがとうございました。

議長 はい。
 それで、続きまして、農業委員会だより97号が発行されていますので、情報・研修委員会の河西副委員長から経過と内容についてお知らせください。

河西情報・研修副委員長 中川委員長に代わりまして、農業委員会だより97号、7月号が発行になりましたので、説明したいと思います。

7月号、1から3ページまでは波田の堰、用水の関係の話になります。結構歴史とかも書いてあって、面白いと思います。

その3ページの下は、人・農地プランについての分かりやすい説明の図と文があります。

4ページ、さきに行われました農業功労者表彰の受賞者のお二方の紹介となっています。

続きまして、8ページ上段、農村女性協議会の活動内容で、下段は2月でしたっけね、地球温暖化に関する講演会の紹介記事となっております。

9ページは、法人探訪、農業法人のページですね。今回は縄文の丘中山そば振興会となります。

10ページは、いつものとおり、よもやまばなし、編集後記となります。

今回の特徴としましては、1から3ページまで、波田の用水の関係を載せているということです。私もそうなんですけれども、私の世代より下の世代というのは、こういう歴史的なこと、どういう経緯で用水ができたかって知らない人が大半かと思います。私もこれ、知りませんでした、恥ずかしながら。こういう歴史を学ぶことによって、これからその設備を維持していく、そういうことの機運、大事なことだと思います。そういうことにつながればという思いがありまして、今回3ページ、2ページ半ですね、ということで説明させていただきました。

以上になります。

議長 ありがとうございました。

よろしいですね。ご苦労さまでした。本当に斬新といいますか、いいあれになったと思います。

それでは、続きまして農業農村センターの情報提供を草田係長。

草田係長

農業農村支援センターからの情報提供ですが、今月は寺戸課長補佐欠席ですので、資料をお配りしましたので、ご覧いただきたいと思います。

引き続き事務局からの連絡事項をさせていただきます。お願いします。

同封しました先月の定例総会の際に最適化活動の点検・評価を行い、3名の委員の方から事例の紹介をしていただきました。ありがとうございました。

その中で、長崎推進委員の利用権設定の取組について、文書でまとめていただきました。すごく大変分かりやすいようまとめていただきました。ありがとうございました。

総会の資料に同封しましたので、今後の活動の参考にしていただきたいと思います。

何か一言ございますか。

長崎推進委員

利用権設定の話を箇条書き的に書いたわけですがけれども、実は田んぼの草ばかりで、ちょっと何とかしろやということも頭にあってやっていることだったので、ちょっと書くのを忘れちゃったんですけれども、借手から確認することが大事で、事務的な進め方をしたものに関して、①のところに借手の内諾を得ます。現地に一緒に行って畑を見てきますと書いてありますが、そのときに、やっぱり借手の意向として、何年借りたい、それから年貢を幾らで借りたい、それから何を作るっていうのは、今後は貸手のほうで何を作るかによっては貸せないという場合もあるので、リンゴなんかのトレリスみたいな構築物があると嫌だという人もありますんで、借手の意向の中に年貢を幾らで借りたいか、何を作るかというのを確認しています。それだけちょっと追加で入れていただければなど。

草田係長

ありがとうございました。追加でお願いいたします。

引き続き、雇用就農資金についてのご案内を同封させていただきました。長野県農業会議からの周知依頼でしたので、同封させていただいております。

農業会議で行っている事業で、対象は50歳未満の就農希望者を新たに雇用する農業法人に対して資金を助成するものです。具体的には、雇用した就農者の農業就農または独立就農を支援するタイプと、新しい法人を設立して独立を目指す方を支援するタイプになっているということです。詳細は農業会議にお問合せいただきたいと思います。

この後、情報・研修委員会、農業振興委員会がございます。情報・研修委員会は農業委員会室、農業振興委員会はこちらの大会議室で行います。農業振興委員会につきましては、先月の農業振興委員会で予定されていた下

水道課からの中間報告になっています。

本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の申請書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証を行いますので、お申出ください。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして皆さんのほうから何かこの機会にという方いらっしゃるしたら、発言をお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

よろしいですかね。

長崎さん、ありがとうございました。

それで、前回の事例発表されたお二方、本当にやっぱり原点だと思いますので、身の丈合った中での仕事をしっかりやっていかなきゃいけないというのを改めて感じた次第です。

それでは、以上で本日の案件は全て終了しました。

円滑な議事進行にご協力ありがとうございました。

議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 22番

議事録署名人 23番
